

議案第43号

飯能市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業(第40条—第46条)」を
「第5章 事業所内保育事業(第40条—第46条)」に改める。
第6章 雜則(第47条)」

第4条第1項中「第3号において」を「以下この条において」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次に」を「次に」に、「者として」を「施設として」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雜則

(電磁的記録)

第47条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び本則に1章を加える改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月4日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第4章 省略	第1章～第4章 省略
<u>第5章 事業所内保育事業(第40条— 第46条)</u>	<u>第5章 事業所内保育事業(第40条— 第46条)</u>
<u>第6章 雜則(第47条)</u>	
附則 (保育所等との連携)	附則 (保育所等との連携)
第4条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第12条第1項及び第2項、第13条第1項、第2項及び第5項、第14条並びに第15条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。 <u>以下この条において同じ。</u>)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第14条第2項	第4条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第12条第1項及び第2項、第13条第1項、第2項及び第5項、第14条並びに第15条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。 <u>第3号において同じ。</u>)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第14条第2項

<p>項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあっては、第40条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち<u>次に掲げるもの</u>(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適當と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>施設として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p><u>第6章 雜則</u></p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p><u>第47条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人</u></p>	<p>第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあっては、第40条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち<u>次に掲げるもの</u>(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適當と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1)～(2) 省略</p>
---	---

の知覚によって認識することができる
情報が記載された紙その他の有体物を
いう。以下この条において同じ。）で行
うことが規定されている又は想定され
るものについては、書面に代えて、当該
書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁
気的方式その他の人の知覚によっては認
識することができない方式で作られる
記録であって、電子計算機による情報処
理の用に供されるものをいう。）により
行うことができる。

当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行つことができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）
第十七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	附 則	改 正 前
<p>第十四条 この省令の施行の際現に旧指定通所支援基準第七十一条の三第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準第七十一条の三第一項の規定にかかるわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>第十四条 この省令の施行の際現に旧指定通所支援基準第七十一条の三第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準第七十一条の三第一項の規定にかかるわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>第十四条 この省令の施行の際現に旧指定通所支援基準第七十一条の三第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準第七十一条の三第一項の規定にかかるわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>

（傍線部分は改正部分）

この省令は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第一条中指定障害福祉サービス等基準第二百二十三条第一項の改正規定、第四条中指定障害者支援施設基準附則第七条第三項、第八条第二項から第六項まで及び第十三条の二から第十四条までの改正規定、第八条中障害者支援施設等基準附則第五条の二、第七条第三項、第八条第二項から第五項まで、第十三条の二及び第十四条の改正規定、第九条中児童福祉法施行規則第十八条の四の改正規定、第十条中設備運営基準第六十三条第四項の改正規定、第十一条中指定通所支援基準第五条第五項、第六条第七項、第六十六条第五項及び第八十条第一項の改正規定並びに第十七条は、令和三年四月一日から施行する。

<p>の条において同じ)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電子的方法(電子的方法、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>

(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)
第十五条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

目次	改 正 後	目次	改 正 前
第一章・第二章 (略)		第一章・第二章 (略)	
第三章 雜則(第三十一条)		第三章 雜則(第三十一条)	
附則		附則	
(電磁的記録等)		(新設)	
第三十一條 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、贈本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報を記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代え			

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正)
第十六条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

目次	改 正 後	目次	改 正 前
第一章～第五章 (略)		第一章～第五章 (略)	
第六章 雜則(第四十九条)		第六章 雜則(第四十九条)	
附則		附則	
(電磁的記録)		(新設)	
第四十九條 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、贈本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報を記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代え			

<p>て、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は障害児相談支援対象保護者である場合には当該障害児又は当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電子的方法(電子的方法、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>

(抜
粋)

○厚生労働省令第五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十三条第三項、第四十四条第三項、第五十一条の二十三第二項、第五十五条の二十四第二項、第八十条第二項及び第八十四条第二項、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条第一項、児童福祉法（昭和二十一年法律第六十四号）第六条の三第八項、第二十一条の五の四第二項、第二十二条の五の十九第三項、第二十四条の十二第三項、第二十四条の三十一第二項、第三十三条の六第一項、第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十三日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七百七十一号。附則において「指定障害福祉サービス等基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

目次	改 正 後	目次	改 正 前
第一章～第十九章 （略）		第一章～第十九章 （略）	
第二十章 雜則（第二百二十四条）		第二十章 雜則（第二百二十四条）	
附則		附則	
（準用）		（準用）	
第二百二十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十一条、第八十六条から第八十八条まで、第八十九条（第十号を除く。）及び第九十条から第九十二条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十九条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又	第二百二十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十一条、第八十六条から第八十八条まで、第八十九条（第十号を除く。）及び第九十条から第九十二条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十九条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又		

(保育所等との連携)
第六条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という)を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第二百七号。以下「特区法」という。)第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

一・二 (略)

三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第四項第一号において同じ)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳

(保育所等との連携)
第六条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という)を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第二百七号。以下「特区法」という。)第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

一・二 (略)

三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第四項第一号において同じ)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳

(傍線部分は改正部分)

して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2~4 (略)

5 前項(第二号に該当する場合に限る)の場合は、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が二十人以上のものに限る)又は特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であつて、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行つ施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

一・二 (略)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

2~4 (略)

5 前項(第二号に該当する場合に限る)の場合は、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が二十人以上のものに限る)であつて、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行つ者として適切に確保しなければならない。

一・二 (略)

幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

参考

○厚生労働省令第五十一号
児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のよう規定する。
令和三年三月二十二日
厚生労働大臣 田村 慶久
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を
次の表のとおりに改正する。